

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と審査基準との整理表

第1編 総則

令和6年1月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第1編 総則）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所を ■ で示す。）	備 考
試験炉規則第15条第1項第1号～第8号（省略）		本申請の範囲外
<p>試験炉規則第15条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>第1編 総 則 目 次 （変更なし） 第1章 通則 第1条～第3条（変更なし） （定義） 第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。 (2)～(15)（変更なし） (16) 「放射性廃棄物でない廃棄物」とは、管理区域内に設置された資材等又は使用した物品であって廃棄しようとする物のうち放射性廃棄物でない廃棄物をいう。 (17)～(31)（変更なし） 第5条（変更なし） 第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 第6条（変更なし） （職務） 第7条～第10条（変更なし） 第2節 委員会 第11条（変更なし）</p>	<p>左記のとおり放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いについて定められている。</p> <p>職員等は保安規定第4条で定義されている。（「放射性廃棄物でない廃棄物」の定義を追加）</p>
試験炉規則第15条第1項第10号～第21号（省略）		本申請の範囲外

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第1編 総則）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所を ■ で示す。）	備 考
<p>試験炉規則第15条第1項第1号</p> <p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>(原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会の設置並びにそれらの構成)</p> <p>第11条の2 研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を設置する。</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会を構成する委員長及び委員は、機構の職員等のうちから所長が指名する。</p> <p>3 品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員は、研究所の職員等のうちから所長が指名する。</p> <p>4 原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会には、必要に応じ専門部会又は分科会を設けることができる。</p>	<p>左記のとおりコンプライアンスに係る体制について定められていることから審査基準を満足している。</p> <p>(指名対象者の見直しに伴う変更)</p>
試験炉規則第15条第1項第2号～第6号イからハまで（省略）		本申請の範囲外
<p>試験炉規則第15条第1項第6号ニ</p> <p>試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)</p> <p>第12条（変更なし、記載抜粋）</p> <p>原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 原子炉施設の設置許可及び設置許可の変更に関する事項（法第23条第2項第9号に係る事項を除く。）</p> <p>(2) この規定の改定に関する事項（第17条に係る事項を除く。）</p> <p>(3) 原子炉施設の設計及び工事の計画の認可申請等に関する事項</p> <p>(4) 原子炉施設の運転、保守及び利用に係る規則等の制定、改定及び廃止に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項</p> <p>(6) 原子炉施設の廃止措置の認可申請に関する事項</p> <p>(7) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請に関する事項</p> <p>(8) 原子炉施設に係る事故原因及び再発防止に関し安全審査を必要とする事項</p> <p>(9) その他所長からの諮問事項</p>	<p>左記のとおり試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査について定められていることから審査基準を満足している。</p> <p>原子炉施設等安全審査委員会の審議事項は第12条に定められている。</p>
	<p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第13条（変更なし、記載抜粋）</p> <p>品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質マネジメント活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p>	<p>品質保証推進委員会の審議事項は第13条に定められている。</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第1編 総則）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所を ■ で示す。）	備 考
試験炉規則第15条第1項第7号～第21号（省略）	<p>(1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項 (2) 所長の諮問する事項 (3) 原子炉施設の設置許可及び設置許可の変更に関する事項（法第23条第2項第9号に係る事項に限る。） (4) この規定の改定に関する事項（第17条に係る事項に限る。） (5) その他品質マネジメント活動に関する重要事項</p> <p>第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 （変更なし） 第4節 独立検査組織 （変更なし）</p> <p>第3章～第10章 （変更なし） 別表第1～別表第6 （変更なし） 別図第1～別図第2 （変更なし）</p>	本申請の範囲外

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と審査基準との整理表

第2編 放射線管理

令和6年1月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第2編放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所を ■ で示す。）	備 考
	<p>目 次</p> <p>第1章 放射線管理の業務（第1条－第9条）</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p> 第1節 管理区域（第10条－第13条）</p> <p> 第2節 管理区域の出入管理（第14条－第16条）</p> <p> 第3節 保全区域の管理（第17条）</p> <p> 第4節 周辺監視区域の管理（第18条・第19条）</p> <p> 第5節 作業環境の管理（第20条・第21条）</p> <p> 第6節 放射線作業の管理（第22条－第24条）</p> <p> 第7節 汚染された物品の管理（第24条の2）</p> <p> 第8節 放射性廃棄物でない廃棄物の管理（第24条の3）</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p> 第1節 被ばくの防止（第25条－第27条）</p> <p> 第2節 線量の測定（第28条－第30条）</p> <p>第4章 環境放射線の管理（第31条－第37条）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理（第37条の2－第42条の3）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬（第43条－第45条）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（第46条－第49条）</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p> 第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第50条）</p> <p> 第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第51条－第53条）</p> <p> 第3節 環境放射線に係る異常の場合の措置（第54条・第55条）</p> <p> 第4節 放射線測定機器の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置（第56条）</p> <p> 第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置（第57条）</p>	<p>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する記載の追加）</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第2編放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所を ■ で示す。）	備 考
試験炉規則第15条第1項第1号～6号（省略）	第1章 (変更なし) 第2章 第1節 管理区域 (管理区域) 第10条 原子炉施設の管理区域は、各原子炉施設編に示すとおりとする。 (管理区域の区分及び指定)	本申請の範囲外
試験炉規則第15条第1項第7号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講すべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講すべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講すべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	管理区域の区分は第11条に定められている。	
試験炉規則第15条第1項第8号	第11条 前条の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。 2 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。 3 施設管理統括者は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しなければならない。 (1) 気体廃棄設備及び液体廃棄設備の保守 (2) 放射線測定機器の校正 (3) 被ばく低減のための核燃料物質等の一時的な移動 (4) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき。 4 施設管理統括者は、前項の規定により第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び当該区域を含む原子炉施設の保安の監督を行う原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）又は、当該区域を含む法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉についての保安の監督を行う廃止措置施設保安主務者（以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。）の同意を得なければならない。ただし、前項第4号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。 (1) 指定する期間 (2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の区別及びその範囲 (3) 指定を必要とする理由 (4) 当該区域において取り扱う核燃料物質等の種類及び数量 (5) 指定する区域の区域管理者の氏名 5 施設管理統括者は、第3項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 6 施設管理統括者は、第3項の規定により管理区域に指定したとき、又は第5項の規定により管理区域を解除したときは、所長に報告するとともに、当該区域に關係のある課長等に周知しなければならない。 第12条～第13条 (変更なし) 第2節～第7節 (変更なし)	本申請の範囲外

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第2編放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所を ■ で示す。）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p> <p>試験炉規則第15条第1項第10号～第21号（省略）</p>	<p>第8節 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第24条の3 課長等は、管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）であって廃棄しようとするものについて、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断する場合は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 第2種管理区域において設置された資材等 適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</p> <p>(2) 第1種管理区域において設置された資材等 適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。 汚染された資材等については、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は、「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。 また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のため放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認する。</p> <p>(3) 第2種管理区域において使用された物品 適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを確認する。</p> <p>(4) 第1種管理区域において使用された物品 適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを確認する。 使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。 また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のため放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認する。</p> <p>2. 区域管理者は、前項で「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについて、管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等との混在防止の措置を講じなければならない。</p>	<p>左記のとおり放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いについて定められていることから審査基準を満足している。 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する記載の追加)</p>
		本申請の範囲外

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第2編放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所を ■ で示す。）	備 考						
	<p>第3章～第8章（変更なし）</p> <p>別表第1 管理区域の基準（第11、12、12の2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>区分基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td><td>空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域</td></tr> <tr> <td>第2種管理区域</td><td>密封された核燃料物質等を取り扱う区域で、外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2～別表第21（変更なし）</p>	区分	区分基準	第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域	第2種管理区域	密封された核燃料物質等を取り扱う区域で、外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域	
区分	区分基準							
第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域							
第2種管理区域	密封された核燃料物質等を取り扱う区域で、外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第2編放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所を ■ で示す。）			備 考																																												
試験炉規則第15条第1項第1号～12号（省略）				本申請の範囲外																																												
【試験炉規則第15条第1項第13号】																																																
放射性廃棄物の廃棄																																																
1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	<p>別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類 レベル 区分</th> <th colspan="2">ベータ・ガンマ 注1)</th> <th rowspan="2">アルファ 注2)</th> </tr> <tr> <th>適用基準</th> <th>容器表面の 線量当量率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">固 体 廃 棄 物</td> <td>A - 1</td> <td>500 μ Sv/h 未満</td> <td>3.7 GBq 未満 (^{90}Sr にあっては、370 MBq 未満)</td> <td>37kBq 以上 37MBq 未満であって、500 μ Sv/h 未満</td> </tr> <tr> <td>A - 2</td> <td>500 μ Sv/h 以上 2mSv/h 未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B - 1</td> <td>2mSv/h 以上 10Sv/h 未満</td> <td>3.7 GBq 以上 (^{90}Sr にあっては、370 MBq 以上)、370 GBq 未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B - 2</td> <td>10Sv/h 以上 500Sv/h 未満</td> <td>370 GBq 以上</td> <td>37MBq 以上又は、500 μ Sv/h 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td><td colspan="2">ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいずれか上位のレベルになる基準を適用する。</td><td>37kBq/容器未満のものは、ベータ・ガンマに係る基準を適用する。Pu にあっては、1g/容器未満とする。</td></tr> <tr> <td rowspan="5">液 体 廃 棄 物</td><td>適用基準</td><td>^3H以外の放射性物質の 水中濃度</td><td>^3H</td><td>アルファ放射性物質の 水中濃度</td></tr> <tr> <td>A未満</td><td colspan="2">濃度限度を超える $3.7 \times 10^{-1}\text{Bq}/\text{cm}^3$ 未満 (^3Hについては $3.7 \times 10^3\text{Bq}/\text{cm}^3$ 未満)</td><td rowspan="4">1.85 Bq/cm^3 以上</td></tr> <tr> <td>A</td><td>$3.7 \times 10^{-1}\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^1\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満</td><td>$3.7 \times 10^3\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満</td></tr> <tr> <td>B</td><td>$3.7 \times 10^1\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^3\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満</td><td></td></tr> <tr> <td>B - 2</td><td>$3.7 \times 10^4\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満</td><td>(削る)</td></tr> </tbody> </table>	種 類 レベル 区分	ベータ・ガンマ 注1)		アルファ 注2)	適用基準	容器表面の 線量当量率	固 体 廃 棄 物	A - 1	500 μ Sv/h 未満	3.7 GBq 未満 (^{90}Sr にあっては、370 MBq 未満)	37kBq 以上 37MBq 未満であって、500 μ Sv/h 未満	A - 2	500 μ Sv/h 以上 2mSv/h 未満			B - 1	2mSv/h 以上 10Sv/h 未満	3.7 GBq 以上 (^{90}Sr にあっては、370 MBq 以上)、370 GBq 未満		B - 2	10Sv/h 以上 500Sv/h 未満	370 GBq 以上	37MBq 以上又は、500 μ Sv/h 以上	備 考		ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいずれか上位のレベルになる基準を適用する。		37kBq/容器未満のものは、ベータ・ガンマに係る基準を適用する。Pu にあっては、1g/容器未満とする。	液 体 廃 棄 物	適用基準	^3H 以外の放射性物質の 水中濃度	^3H	アルファ放射性物質の 水中濃度	A未満	濃度限度を超える $3.7 \times 10^{-1}\text{Bq}/\text{cm}^3$ 未満 (^3H については $3.7 \times 10^3\text{Bq}/\text{cm}^3$ 未満)		1.85 Bq/cm^3 以上	A	$3.7 \times 10^{-1}\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^1\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満	$3.7 \times 10^3\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満	B	$3.7 \times 10^1\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^3\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満		B - 2	$3.7 \times 10^4\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満	(削る)	左記のとおり放射性廃棄物の廃棄に関することが定められていることから審査基準を満足している。（液体廃棄物のレベル区分の変更）
種 類 レベル 区分	ベータ・ガンマ 注1)		アルファ 注2)																																													
	適用基準	容器表面の 線量当量率																																														
固 体 廃 棄 物	A - 1	500 μ Sv/h 未満	3.7 GBq 未満 (^{90}Sr にあっては、370 MBq 未満)	37kBq 以上 37MBq 未満であって、500 μ Sv/h 未満																																												
	A - 2	500 μ Sv/h 以上 2mSv/h 未満																																														
	B - 1	2mSv/h 以上 10Sv/h 未満	3.7 GBq 以上 (^{90}Sr にあっては、370 MBq 以上)、370 GBq 未満																																													
	B - 2	10Sv/h 以上 500Sv/h 未満	370 GBq 以上	37MBq 以上又は、500 μ Sv/h 以上																																												
備 考		ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいずれか上位のレベルになる基準を適用する。		37kBq/容器未満のものは、ベータ・ガンマに係る基準を適用する。Pu にあっては、1g/容器未満とする。																																												
液 体 廃 棄 物	適用基準	^3H 以外の放射性物質の 水中濃度	^3H	アルファ放射性物質の 水中濃度																																												
	A未満	濃度限度を超える $3.7 \times 10^{-1}\text{Bq}/\text{cm}^3$ 未満 (^3H については $3.7 \times 10^3\text{Bq}/\text{cm}^3$ 未満)		1.85 Bq/cm^3 以上																																												
	A	$3.7 \times 10^{-1}\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^1\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満	$3.7 \times 10^3\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満																																													
	B	$3.7 \times 10^1\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^3\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満																																														
	B - 2	$3.7 \times 10^4\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5\text{ Bq}/\text{cm}^3$ 未満	(削る)																																													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第2編放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所を ■ で示す。）			備 考
	別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条の2関係）（続き）			
	種類 レベル 区分	ベータ・ガンマ 注1)	アルファ 注2)	
液体廃棄物	備考	注3) ³ Hと ³ H以外の核種が混在する場合は、いかれか上位のレベルになる基準を適用する。	Puにあっては、1g／容器未満とする。 1.85Bq/cm ³ 未満は、ベータ・ガンマの区分を適用する。	
試験炉規則第15条第1項第14号～21号		注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質。 注2) アルファ線を放出する放射性物質から、 ²³² Th、Th-nat、 ²³⁵ U、 ²³⁸ U、U-nat、アルファ／ベータ・ガンマの比が1／10以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの。 注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度。		本申請の範囲外
		別表第23～別表第25 (変更なし) 別図第1 (変更なし) 別記様式第1～別記様式第6 (変更なし)		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
と審査基準との整理表

第3編 廃棄物処理場の管理

令和6年1月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考
試験炉規則第15条第1項第1号～12号（省略）	【原研原子炉施設保安規定第3編（廃棄物処理場の管理）】	本申請の範囲外
	<p>第1章 通則 第1条～第7条 (変更なし)</p> <p>第2章 運転管理 第1節 放射性廃棄物の種類及び区分 第8条 (変更なし)</p> <p>第2節 引取り前の確認 第9条 (変更なし)</p> <p>第3節 運搬及び引取り 第10条 1～2 (変更なし) 3 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った放射性廃棄物のうち、固体廃棄物（第19条第1項の規定により保管廃棄する廃棄物を除く。）については、A-1及びA-2のうち解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟で処理する廃棄物を高減容処理技術課長に、A-2（第1廃棄物処理棟、解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟で処理する廃棄物を除く。）及びB-1を放射性廃棄物管理第2課長に、また、液体廃棄物についてはB-1及びB-2（第3廃棄物処理棟で処理する廃棄物を除く。）を放射性廃棄物管理第2課長に引き渡すものとする。</p> <p>第4節 貯蔵 第11条 (変更なし)</p> <p>第5節 処理 第12条～第16条 (変更なし)</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考
<p>【試験炉規則第15条第1項第13号】</p> <p>放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. A L A R Aの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第17条 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第8に区分された液体廃棄物を、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 液体廃棄物A未満及びAは、排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。ただし、第3号による処理が行えるものはこの限りでない。</p> <p>(2) 前号の処理に当たっては、処理する液体廃棄物の濃度及び量から、法令に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下にするために必要な希釈水の量を算出し、この量の希釈水をあらかじめ排水貯留ポンドに貯留しなければならない。その後、希釈水を循環させた状態で液体廃棄物を入れて希釈処理しなければならない。</p> <p>(3) 液体廃棄物A未満、A及びBは、蒸発処理装置・Iにより処理しなければならない。</p> <p>(4) 前号の処理により生じた濃縮廃液は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(5) 第1号及び第3号による処理が困難な液体廃棄物A未満、A及びBは、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(6) 第3号の処理により生じた蒸発処理凝縮液（以下この編において「処理済廃液」という。）は、凝縮液貯槽・Iを経由し放射能レベルにより処理済廃液貯槽又は廃液貯槽・Iに貯留しなければならない。</p> <p>(7) 前号により処理済廃液貯槽に貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより一般排水溝へ放出、又は排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。また、廃液貯槽・Iに貯留した処理済廃液は、蒸発処理装置・Iにより再度処理しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第2課長は、別表第8に区分された液体廃棄物を、次号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 液体廃棄物A未満、A、B-1及びB-2は、蒸発処理装置・IIにより処理しなければならない。</p> <p>(2) 前号の処理により生じた濃縮廃液は、アスファルト固化装置により、容器等に固化しなければならない。</p> <p>(3) 第1号の処理により生じた処理済廃液は凝縮液貯槽・IIに、第2号の処理により生じた処理済廃液は復水貯槽に貯留しなければならない。</p> <p>(4) 前号により復水貯槽に貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより、凝縮液貯槽・II又は廃液貯槽・II-2に貯留しなければならない。</p> <p>(5) 第3号及び前号により凝縮液貯槽・IIに貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより一般排水溝へ放出、又は排水貯留ポンドにより希釈処理するか廃液貯槽・Iに移送しなければならない。また、廃液貯槽・II-2に貯留した処理済廃液は、蒸発処理装置・IIにより再度処理しなければならない。</p>	<p>左記のとおり放射性廃棄物の廃棄に関することが定められていることから審査基準を満足している。 (以下変更箇所の理由を記載)</p> <p>液体廃棄物のレベル区分の変更</p> <p>液体廃棄物のレベル区分の変更</p> <p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考
	<p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、第1項第1号の希釈した廃液及び第1項第7号の処理済廃液を、放射性廃棄物管理第2課長は、第2項第5号の処理済廃液を一般排水溝へ排出しようとするときは、第2編第36条第1項の規定により、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は第1項第4号及び第5号の規定により、放射性廃棄物管理第2課長は第2項第2号の規定により、容器等に封入するときは、その容器等の表面の線量当量率が第2編別表第19に掲げる基準値以下となるような容器を選定し封入しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの標識及び表示)</p> <p>第18条 放射性廃棄物管理第1課長は、第16条第1項及び第17条第1項の規定により、放射性廃棄物管理第2課長は、第16条第2項及び第17条第2項の規定により、高減容処理技術課長は、第16条第3項の規定により放射性廃棄物を容器等に封入したもの（以下この編において「廃棄物パッケージ」という。）について、標識を付け、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッケージの表面に表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 封入年月 (2) 管理番号 (3) 表面の線量当量率 <p>第6節 保管廃棄 第19条～第20条の2 (変更なし)</p> <p>第7節 汚染除去 第21条～第22条 (変更なし)</p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価 第22条の2～第22条の6 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 第22条の7～第22条の12 (変更なし)</p>	<p>項番号の繰上げ</p> <p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p> <p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考
	<p>(安全装置及び警報装置の作動条件)</p> <p>第23条 放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留ポンドの液位について、液位低下幅が5cmに達したときに警報が発報するようこれを設定しなければならない。ただし、適切に管理した状態で循環又は排水作業により液位の変動が見込まれる場合には、警報を解除することができる。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第2課長は、第2廃棄物処理棟の<u>処理前廃棄物収納セル、廃棄物処理セル（処理室）、廃棄物処理セル（封入室）及び処理済廃棄物収納セル</u>（以下この編において「セル」という。）内の線量当量率が$200\mu\text{Sv}/\text{h}$に達したときセル扉安全装置が作動するようこれを設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他やむを得ない理由によりセル内部に立入る必要がある場合において、バックエンド技術部長の承認を受けたときは、線量当量率が$10\text{mSv}/\text{h}$に達するまで、セル扉安全装置が作動しないようこれを変更することができる。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、放射性廃棄物管理第2課長はバックエンド技術部長の、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>5 工務第1課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、放射性廃棄物管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>6 バックエンド技術部長及び工務技術部長は、第4項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>第24条～第30条の2 (変更なし)</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置</p> <p>第31条 (変更なし)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第32条～第32条の2 (変更なし)</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置</p> <p>第33条 (変更なし)</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</p> <p>第34条 (変更なし)</p>	アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の見直し（対象セルの明確化）

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考
	<p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置 第34条の2 (変更なし)</p> <p>第5章 放射線管理 第35条～第37条 (変更なし)</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置 第38条 (変更なし)</p> <p>第7章 記録及び保存 第39条 (変更なし)</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考																													
<p>【試験炉規則第15条第1項第13号】</p> <p>放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>別表第1（変更なし）</p> <p>別表第1の2 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第1条、第3条及び第34条の2関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本 体 施 設 の 区 分</th><th>設 備 等 の 名 称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体廃棄物貯蔵施設</td><td>廃液貯槽・II-2*</td></tr> <tr> <td>固体廃棄物処理施設</td><td>固体廃棄物処理設備・II</td></tr> <tr> <td>液体廃棄物処理施設</td><td>(1) 蒸発処理装置・II* (2) アスファルト固化装置*</td></tr> </tbody> </table> <p>* : 使用を停止している設備（廃棄物の貯蔵及び処理（運転）を行わない設備）</p> <p>別表第1の3～別表第1の4（変更なし）</p> <p>別表第2 廃棄物処理場の放射性廃棄物の貯蔵施設及び貯蔵能力 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th><th>貯蔵施設</th><th>貯蔵能力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物 A-1 及び A-2</td><td>廃棄物一時置場</td><td>200カートンボックス 約8,000個相当(160 m³)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物A以下</td><td>排水貯留ポンド (貯留槽)</td><td>660 m³</td></tr> <tr> <td>処理済廃液貯槽</td><td>240 m³</td></tr> <tr> <td rowspan="3">液体廃棄物B以下*</td><td>廃液貯槽・I</td><td>240 m³</td></tr> <tr> <td>廃液タンク</td><td>10 m³</td></tr> <tr> <td>スラッジタンク</td><td>15 m³</td></tr> <tr> <td></td><td>廃液貯槽・II-1</td><td>(使用を停止)</td></tr> </tbody> </table> <p>* : 液体廃棄物B-1のうち、濃度が $3.7 \times 10^2 \text{ Bq/cm}^3$ 未満のもの</p>	本 体 施 設 の 区 分	設 備 等 の 名 称	液体廃棄物貯蔵施設	廃液貯槽・II-2*	固体廃棄物処理施設	固体廃棄物処理設備・II	液体廃棄物処理施設	(1) 蒸発処理装置・II* (2) アスファルト固化装置*	廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力	固体廃棄物 A-1 及び A-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m ³)	液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド (貯留槽)	660 m ³	処理済廃液貯槽	240 m ³	液体廃棄物B以下*	廃液貯槽・I	240 m ³	廃液タンク	10 m ³	スラッジタンク	15 m ³		廃液貯槽・II-1	(使用を停止)	<p>使用停止設備（アスファルト固化装置等）の明確化</p> <p>液体廃棄物のレベル区分の変更</p> <p>原子炉設置変更許可申請書との整合</p>
本 体 施 設 の 区 分	設 備 等 の 名 称																														
液体廃棄物貯蔵施設	廃液貯槽・II-2*																														
固体廃棄物処理施設	固体廃棄物処理設備・II																														
液体廃棄物処理施設	(1) 蒸発処理装置・II* (2) アスファルト固化装置*																														
廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力																													
固体廃棄物 A-1 及び A-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m ³)																													
液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド (貯留槽)	660 m ³																													
	処理済廃液貯槽	240 m ³																													
液体廃棄物B以下*	廃液貯槽・I	240 m ³																													
	廃液タンク	10 m ³																													
	スラッジタンク	15 m ³																													
	廃液貯槽・II-1	(使用を停止)																													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）		備 考		
	別表第2の2 廃棄物処理場の放射性廃棄物の貯蔵施設及び貯蔵能力 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第11条関係）				
	廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力		
	固体廃棄物 B-1以下	処理前廃棄物収納セル	約250金属容器72個相当 (約1.8 m ³)		
	液体廃棄物 B-2以下	廃液貯槽・II-2	20 m³		
別表第2の3 (変更なし)					
別表第3 廃棄物処理場の操作の条件 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕 (第3条及び第12条関係)					
	設 備	操作 の 条 件			
第1廃棄物処理棟	焼却処理設備	(1) 焼却炉内の負圧は、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。 (2) フィルタユニット入口排ガス温度は、250°C以下にすること。 (3) 焼却炉出口ガス温度は、1,100°C以下にすること。			
第3廃棄物処理棟	蒸発処理装置・I	(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満にすること。 (2) 蒸発缶の加熱用蒸気圧力は、0.22MPa(2.2kg/cm ² G)以下にすること。 (3) オフガス系を運転し蒸発缶内の負圧を、98Pa(10mm水柱)以上にすること*。			
* : 負圧を98Pa以上にすることとは、圧力をより低くする(負圧をより深くする)ことを意味する。					
処理する液体廃棄物の放射性物質の濃度の変更					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）		備 考
	設 備	操作 の 条 件	
	固体廃棄物処理設備・II	<p>(1) 処理する固体廃棄物の容器表面での線量当量率は、10Sv/h未満にすること。</p> <p>(2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、3.7×10^{11}Bq/容器未満にすること。</p> <p>(3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15 g /容器未満にすること。</p> <p>(4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。</p> <p>(5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm²G)以下にすること。</p>	
	蒸発処理装置・II	<p>(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、3.7×10^4Bq/cm³未満にすること。</p> <p>(2) 処理する液体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された放射性物質の水中濃度は、3.7×10^2Bq/cm³未満にすること。</p> <p>(3) 蒸発缶の加熱用蒸気圧は、0.3MPa(3kg/cm²G)以下にすること。</p> <p>(4) 蒸発缶内の圧力は、9.8kPa(0.1kg/cm²G)以下にすること。</p> <p>(5) 蒸発缶の圧力安全弁の作動設定値は、49kPa(0.5kg/cm²G)以下にすること。</p> <p>(6) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。</p>	アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除
	アスファルト固化装置	<p>(1) 固化するスラッジ及び濃縮液のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、3.7×10^6Bq/cm³未満にすること。</p> <p>(2) 混合蒸発機の加熱用熱媒の温度は、260°C以下にすること。</p> <p>(3) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。</p>	

* : 負圧を 49Pa 以上にすることとは、圧力をより低くする(負圧をより深くする)ことを意味する。

別表第3の3～別表第4 (変更なし)

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考								
	<p>別表第4の2 作業開始前の廃棄物処理場本体施設の点検 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備</th><th>点 檢 項 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物処理設備・II</td><td> (1) 電源の確認 (2) 固体系セルの負圧 (3) 固体系セル扉安全装置 (4) 計器類の作動の状態 (5) 圧縮空気圧力 (6) 油槽内の油量 (圧縮処理を行うときに限る) </td></tr> <tr> <td>蒸発処理装置・II</td><td> (1) 電源の確認 (2) 分岐系弁の選定 (3) ベント系負圧 (4) 濃縮セルの負圧 (5) 濃縮セル扉安全装置 (6) 計器類の作動の状態 (7) タンク類の液位 </td></tr> <tr> <td>アスファルト固化装置</td><td> (1) 電源の確認 (2) 分岐系弁の選定 (3) ベント系負圧 (4) 固化セルの負圧 (5) 固化セル扉安全装置 (6) 計器類の作動の状態 (7) タンク類の液位 </td></tr> </tbody> </table>	設 備	点 檢 項 目	固体廃棄物処理設備・II	(1) 電源の確認 (2) 固体系 セルの負圧 (3) 固体系 セル扉安全装置 (4) 計器類の作動の状態 (5) 圧縮空気圧力 (6) 油槽内の油量 (圧縮処理を行うときに限る)	蒸発処理装置・II	(1) 電源の確認 (2) 分岐系弁の選定 (3) ベント系負圧 (4) 濃縮セルの負圧 (5) 濃縮セル扉安全装置 (6) 計器類の作動の状態 (7) タンク類の液位	アスファルト固化装置	(1) 電源の確認 (2) 分岐系弁の選定 (3) ベント系負圧 (4) 固化セルの負圧 (5) 固化セル扉安全装置 (6) 計器類の作動の状態 (7) タンク類の液位	アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除及び記載の明確化
設 備	点 檢 項 目									
固体廃棄物処理設備・II	(1) 電源の確認 (2) 固体系 セルの負圧 (3) 固体系 セル扉安全装置 (4) 計器類の作動の状態 (5) 圧縮空気圧力 (6) 油槽内の油量 (圧縮処理を行うときに限る)									
蒸発処理装置・II	(1) 電源の確認 (2) 分岐系弁の選定 (3) ベント系負圧 (4) 濃縮セルの負圧 (5) 濃縮セル扉安全装置 (6) 計器類の作動の状態 (7) タンク類の液位									
アスファルト固化装置	(1) 電源の確認 (2) 分岐系弁の選定 (3) ベント系負圧 (4) 固化セルの負圧 (5) 固化セル扉安全装置 (6) 計器類の作動の状態 (7) タンク類の液位									

別表第4の3～別表第6 (変更なし)

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考								
	<p>別表第6の2 作業終了後の廃棄物処理場本体施設の点検 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第15条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備</th><th>点 檢 項 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物処理設備・II</td><td> (1) 固体系セル扉 (2) マニプレータ (3) 油槽内の油量（圧縮処理後のみ） (4) 電源の確認 </td></tr> <tr> <td>蒸発処理装置・II</td><td> (1) タンク類の液位 (2) 給液系の停止 (3) 加熱蒸気系の停止 (4) 電源の確認 (5) 濃縮セル扉 </td></tr> <tr> <td>アスファルト固化装置</td><td> (1) タンク類の液位 (2) 給液系の停止 (3) 混和蒸発機の停止 (4) 熱媒ボイラーの停止 (5) 電源の確認 (6) 固化セル扉 </td></tr> </tbody> </table>	設 備	点 檢 項 目	固体廃棄物処理設備・II	(1) 固体系セル扉 (2) マニプレータ (3) 油槽内の油量（圧縮処理後のみ） (4) 電源の確認	蒸発処理装置・II	(1) タンク類の液位 (2) 給液系の停止 (3) 加熱蒸気系の停止 (4) 電源の確認 (5) 濃縮セル扉	アスファルト固化装置	(1) タンク類の液位 (2) 給液系の停止 (3) 混和蒸発機の停止 (4) 熱媒ボイラーの停止 (5) 電源の確認 (6) 固化セル扉	アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除及び記載の明確化
設 備	点 檢 項 目									
固体廃棄物処理設備・II	(1) 固体系セル扉 (2) マニプレータ (3) 油槽内の油量（圧縮処理後のみ） (4) 電源の確認									
蒸発処理装置・II	(1) タンク類の液位 (2) 給液系の停止 (3) 加熱蒸気系の停止 (4) 電源の確認 (5) 濃縮セル扉									
アスファルト固化装置	(1) タンク類の液位 (2) 給液系の停止 (3) 混和蒸発機の停止 (4) 熱媒ボイラーの停止 (5) 電源の確認 (6) 固化セル扉									

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考																														
	<p>別表第8 液体廃棄物の種類と処理設備、処理方法（第17条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類 レベル区分</th> <th rowspan="2">処 理 設 備</th> <th rowspan="2">処 理 方 法</th> <th></th> </tr> <tr> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液</td> <td>A未満</td> <td rowspan="2">排水貯留ポンド</td> <td rowspan="2">希釀</td> </tr> <tr> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体</td> <td>A未満</td> <td rowspan="2">蒸発処理装置・I</td> <td rowspan="2">蒸発処理後、濃縮液をセメント固化し、容器等に封入</td> </tr> <tr> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃</td> <td>B</td> <td rowspan="2">蒸発処理装置・II</td> <td rowspan="2">蒸発処理後、濃縮液をアスファルト固化し、容器等に封入</td> </tr> <tr> <td>A未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">棄</td> <td>A</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>B-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物</td> <td>B-2</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、上記処理設備で処理が困難な B 以下の液体廃棄物はセメント固化装置により、B-2 以下の液体廃棄物はアスファルト固化装置により、容器等に封入することができる。</p>	種 類 レベル区分	処 理 設 備	処 理 方 法			液	A未満	排水貯留ポンド	希釀	A	体	A未満	蒸発処理装置・I	蒸発処理後、濃縮液をセメント固化し、容器等に封入	A	廃	B	蒸発処理装置・II	蒸発処理後、濃縮液をアスファルト固化し、容器等に封入	A未満	棄	A			B-1	物	B-2				<p>液体廃棄物のレベル区分の変更</p> <p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p> <p>液体廃棄物のレベル区分の変更</p> <p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p>
種 類 レベル区分	処 理 設 備				処 理 方 法																											
液	A未満	排水貯留ポンド	希釀																													
	A																															
体	A未満	蒸発処理装置・I	蒸発処理後、濃縮液をセメント固化し、容器等に封入																													
	A																															
廃	B	蒸発処理装置・II	蒸発処理後、濃縮液をアスファルト固化し、容器等に封入																													
	A未満																															
棄	A																															
	B-1																															
物	B-2																															

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考																											
<p>【試験炉規則第15条第1項第13号】</p> <p>放射性廃棄物の廃棄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 	<p>別表第9 廃棄物パッケージ等の保管（第19条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管廃棄施設の名称</th><th>廃棄物パッケージ等の表面の線量当量率 (mSv/h)</th><th>保管能力 (本/2000ドラム缶相当)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・I 保管廃棄施設・L</td><td>0.5 未満</td><td>約54,700</td></tr> <tr> <td>第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1</td><td>2.0 未満</td><td>約3,950</td></tr> <tr> <td>第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-2</td><td>2.0 以上</td><td>約700</td></tr> <tr> <td>第2保管廃棄施設 保管廃棄施設・N L</td><td>0.5 未満</td><td>約17,000*1</td></tr> <tr> <td>第2保管廃棄施設 廃棄物保管棟・I</td><td>2.0 未満</td><td>約18,000</td></tr> <tr> <td>第2保管廃棄施設 廃棄物保管棟・II</td><td>2.0 未満</td><td>約23,000</td></tr> <tr> <td>第1保管廃棄施設 解体分別保管棟</td><td>2.0 未満</td><td>約22,000*1</td></tr> <tr> <td>第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 特定廃棄物の保管廃棄施設</td><td>— (照射されたインパイルループ、照射試料等)</td><td>インパイルループ用： 廃棄孔：20孔(13孔)*² 照射試料用： 廃棄孔：56孔(49孔)*²</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：廃棄物パッケージ等に含まれる特定核燃料物質の施設毎の最大保管量を別表第9の2に示す。</p> <p>*2：保管能力は廃棄物パッケージ等を保管廃棄する廃棄孔の数。括弧内の数は既に廃棄物パッケージ等を保管廃棄している廃棄孔の数。なお、特定廃棄物の保管廃棄施設には、新たに廃棄物パッケージ等を保管廃棄しない。</p>	保管廃棄施設の名称	廃棄物パッケージ等の表面の線量当量率 (mSv/h)	保管能力 (本/2000ドラム缶相当)	第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・I 保管廃棄施設・L	0.5 未満	約54,700	第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1	2.0 未満	約3,950	第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-2	2.0 以上	約700	第2保管廃棄施設 保管廃棄施設・N L	0.5 未満	約17,000*1	第2保管廃棄施設 廃棄物保管棟・I	2.0 未満	約18,000	第2保管廃棄施設 廃棄物保管棟・II	2.0 未満	約23,000	第1保管廃棄施設 解体分別保管棟	2.0 未満	約22,000*1	第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 特定廃棄物の保管廃棄施設	— (照射されたインパイルループ、照射試料等)	インパイルループ用： 廃棄孔：20孔(13孔)* ² 照射試料用： 廃棄孔：56孔(49孔)* ²	<p>許可との整合</p> <p>解体分別保管棟、保管廃棄施設・N Lにおいて管理する特定核燃料物質の量の明確化</p>
保管廃棄施設の名称	廃棄物パッケージ等の表面の線量当量率 (mSv/h)	保管能力 (本/2000ドラム缶相当)																											
第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・I 保管廃棄施設・L	0.5 未満	約54,700																											
第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-1	2.0 未満	約3,950																											
第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 保管廃棄施設・M-2	2.0 以上	約700																											
第2保管廃棄施設 保管廃棄施設・N L	0.5 未満	約17,000*1																											
第2保管廃棄施設 廃棄物保管棟・I	2.0 未満	約18,000																											
第2保管廃棄施設 廃棄物保管棟・II	2.0 未満	約23,000																											
第1保管廃棄施設 解体分別保管棟	2.0 未満	約22,000*1																											
第1保管廃棄施設 保管廃棄施設・II 特定廃棄物の保管廃棄施設	— (照射されたインパイルループ、照射試料等)	インパイルループ用： 廃棄孔：20孔(13孔)* ² 照射試料用： 廃棄孔：56孔(49孔)* ²																											

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考												
	<p style="color: red;">別表第9の2 特定核燃料物質の施設毎の最大保管量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">種 類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">数 量*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">プルトニウム</td> <td style="padding: 5px;"><u>15 g</u> 未満</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ウラン 235 (濃縮度 20%以上)</td> <td style="padding: 5px;"><u>15 g</u> 未満</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ウラン 235 (濃縮度 10%以上 20%未満)</td> <td style="padding: 5px;"><u>1 kg</u> 未満</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ウラン 235 (濃縮度 10%未満)</td> <td style="padding: 5px;"><u>10 kg</u> 未満</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ウラン 233</td> <td style="padding: 5px;"><u>15 g</u> 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">* : 未照射及び照射済を合わせた数量</p>	種 類	数 量*	プルトニウム	<u>15 g</u> 未満	ウラン 235 (濃縮度 20%以上)	<u>15 g</u> 未満	ウラン 235 (濃縮度 10%以上 20%未満)	<u>1 kg</u> 未満	ウラン 235 (濃縮度 10%未満)	<u>10 kg</u> 未満	ウラン 233	<u>15 g</u> 未満	解体分別保管棟、保管廃棄施設・N Lにおいて管理する特定核燃料物質の量の明確化
種 類	数 量*													
プルトニウム	<u>15 g</u> 未満													
ウラン 235 (濃縮度 20%以上)	<u>15 g</u> 未満													
ウラン 235 (濃縮度 10%以上 20%未満)	<u>1 kg</u> 未満													
ウラン 235 (濃縮度 10%未満)	<u>10 kg</u> 未満													
ウラン 233	<u>15 g</u> 未満													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備 考																			
<p>【試験炉規則第15条第1項第13号】</p> <p>放射性廃棄物の廃棄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 	<p>別表第10 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）に係る警報装置の作動条件 (第23条及び第31条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>警 報 装 置</th><th>作 動 条 件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">本 体 施 設</td><td>処理前廃棄物収納セル内負圧</td><td>49Pa(5mm水柱)</td></tr> <tr><td>廃棄物処理セル (処理室) 内負圧</td><td>49Pa(5mm水柱)</td></tr> <tr><td>廃棄物処理セル（封入室）内負圧</td><td>49Pa(5mm水柱)</td></tr> <tr><td>処理済廃棄物収納セル内負圧</td><td>49Pa(5mm水柱)</td></tr> <tr><td>濃縮セル内負圧</td><td>49Pa(5mm水柱)</td></tr> <tr><td>固化セル内負圧</td><td>49Pa(5mm水柱)</td></tr> <tr> <td>特定施設</td><td>ディーゼル発電設備</td><td>ディーゼル発電設備 異常停止</td></tr> </tbody> </table>	区分	警 報 装 置	作 動 条 件	本 体 施 設	処理前廃棄物収納セル内負圧	49Pa(5mm水柱)	廃棄物処理セル (処理室) 内負圧	49Pa(5mm水柱)	廃棄物処理セル（封入室）内負圧	49Pa(5mm水柱)	処理済廃棄物収納セル内負圧	49Pa(5mm水柱)	濃縮セル内負圧	49Pa(5mm水柱)	固化セル内負圧	49Pa(5mm水柱)	特定施設	ディーゼル発電設備	ディーゼル発電設備 異常停止	<p>記載の明確化</p> <p>アスファルト固化装置等の使用停止に伴う記載の削除</p>
区分	警 報 装 置	作 動 条 件																			
本 体 施 設	処理前廃棄物収納セル内負圧	49Pa(5mm水柱)																			
	廃棄物処理セル (処理室) 内負圧	49Pa(5mm水柱)																			
	廃棄物処理セル（封入室）内負圧	49Pa(5mm水柱)																			
	処理済廃棄物収納セル内負圧	49Pa(5mm水柱)																			
	濃縮セル内負圧	49Pa(5mm水柱)																			
	固化セル内負圧	49Pa(5mm水柱)																			
特定施設	ディーゼル発電設備	ディーゼル発電設備 異常停止																			

別表第11～別表第21（変更なし）

別図第1～別図第2（その6）（変更なし）

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第3編廃棄物処理場の管理）

審査基準（関係のある箇所を ■ で示す。）	原子炉施設保安規定変更後（変更箇所は ■ で示す。）	備考
	<p>別図第2 (その7) 第2廃棄物処理棟1階平面図</p> <p>別図第2 (その8) ~別図第4 (変更なし)</p>	<p>別図第2 (その7) 第2廃棄物処理棟1階平面図</p> <p>アスファルト固化装置の使用停止に伴う記載の削除及び記載の明確化</p>